

[終末期医療を考える]



厚生労働省が国民に提案する

家で看取る

幸せな死に方

胃ろうや人工呼吸器のチューブで「生かされる」のではなく、自らの意思で「穏やかに死ぬ」ために

コ台を入れ替えてくれる。今度はどうな機種になるのか、入れ替えを心待ちにし

足踏みすることに玉が出るパチンコ台

楽しむことで健康を維持できる。福祉用パチンコの需要は急速に拡大しそうだ。

しのぎのために、フラリと店内を覗いてみても良いかもしれない。

延命治療やめれば「安やかな死」が訪れる、という説も

苦痛に苛まれることなく、安らかに逝きたい——これは万人に共通する考えだろう。にもかかわらず、無為な延命治療で苦しみながら死ぬ終末期医療がまかり通っている。この現状に対し、厚労省が「あるべき死に方」の実現に乗り出した。

苦痛にのたうち回る

病院のベッドに横たわる70代の男性患者。鼻と腹部には細いチューブが繋がれている。食事を摂ることができない患者に生命維持に

必要な栄養を投与するためだ。今から5年前、重度の認知症に陥ってから今の生活が続く。発症前に延命治療について話し合ったこと

テレビドラマ10月スタート

127万部突破!

下町ロケット 池井戸潤 小学館文庫

定価(本体720円)税別

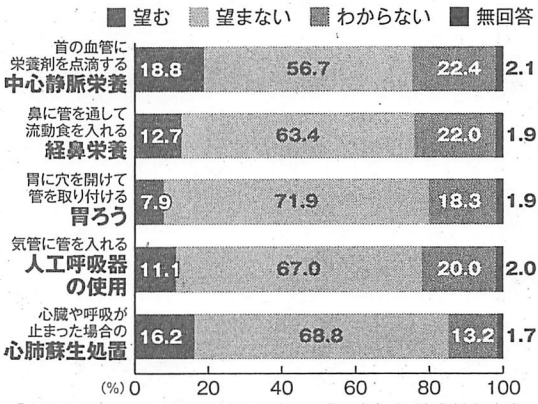
はなく、意思の疎通が取れなくなった肉親の前に、家族はただ困惑するばかりだった。

末期がんや脳血管障害、

進行した認知症など、回復の見込みがない患者に対する終末期医療の現場で、どんな延命治療を望んでいるのか(あるいは望んでいないか)患者本人の意思が確認できず、家族や医療スタッフが苦悩するケースが相次ぎ、社会問題となっている。

事態を重く見た厚生労働省は終末期医療を全国的に

多くの患者は延命治療を望んでいない



※「人生の最終段階における医療に関する意識調査」(厚生労働省14年3月発表)より、末期がんになり、食事や呼吸が不自由になった時に希望する治療について聞いたアンケート結果

「支援チームの相談員には、終末期医療の専門的な研修を受けた医師や看護師、医療ソーシャルワーカーらを充てる予定です。相談員は患者と話し合った上でその後の治療方針にも関与して、本人の希望に沿った「最期」を実現することを目指していく。同時に、終末期医療に対する国民的議論も喚起していきたい」と裏を返せば、現在の日本の終末期医療が患者

の意思や尊厳を無視した形で行なわれている実態を、国が認めたものともいえる。「欧米に寝たきり老人はいない」(中央公論新社刊)の著者で、「高齢者の終末期医療を考える会」代表を務める、桜台明日佳病院・認知症総合支援センター長の宮本礼子氏がこう話す。「人生の終末をどう迎えるかは誰にとっても切実な問題です。日本では80%以上の国民が延命措置を望んでいないにもかかわらず、大半の患者は終末期に延命措置が施されている。『安らかに死にたい』との願いが叶わず、人生最後の医療を自分で決められないのが日本人の現実なのです。今回、国がこの問題に正面から向き合い、対策の一步を踏み出したことは評価できます」

宮本氏によれば、高齢者が「自然な死」を迎えられない背景には、「延命至上主義」があるという。どのような生き方であれ、生きていくだけでいい、命はできるだけ延ばさなくてはならないという考えが、国民

にも医療関係者にも根強い。さらに、日本独自の医療システムも関係しているという。中心静脈栄養(心臓近くの太い血管までカテーテルを入れて高濃度の栄養を注入する)や人工呼吸器の装着を行なうと診療報酬が高くなる。急性期病院では入院期間が長くなると診療報酬が減らされるため、胃ろうを施して退院を促す。そのため、不要とわかっていながら病院側が患者の意思と関係なく延命措置をするケースが多々あるというのだ。また一方では、「十分な治療を行なわなかった」として医療訴訟を恐れる医師・病院の事情もある。だが、その弊害はもはや看過できなくなっている。患者の意に反した終末期医療の実態とはどういうものか。医療関係者取材す

脳内麻薬で痛みが鎮まる

延命治療をやめたことで「穏やかな死」を迎えられるようになったと話す医療関係者は多い。

前出・宮本氏は語る。「胃ろうや点滴などの延命

措置をしないことで眠るよ

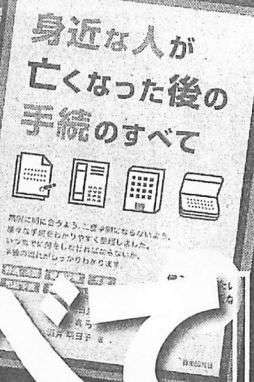
うに安らかに亡くなります。

でも「温かいお茶が飲みたい」と希望を口にし、前日

(同前) 宮本氏によれば、欧米に

とを示している。安楽死法の研究に取り組

ません。どんな形であって、親が生きているだけで



「身近な人が亡くなった後の手続きのすべて」が気になる17ポイント

「火葬も埋葬もできなくなる」ほか

「身近な人が亡くなった後の手続きのすべて」

「気になる17ポイント」

チェックリスト

〈「終活」の道標〉

身近な人が亡くなれば、故人を偲んで悲しみに暮れ、涙を流す時間が欲しくなる。しかし、現実はそのような感傷にふけっている暇はない。遺された人間には、数多くの煩わしい手続きが待っているからだ。

「生前に決めておけば……」

「やるが多すぎて、父を悼む暇すらありませんでした。生前、いろいろ話をしておけばよかったと後悔しています」
最近、父親を亡くした50代男性の言葉だ――。
そうした現実に向き合った「身近な人が亡くなった後の手続きのすべて」(自由

扶養家族の健康保険も無資格に

①死亡診断書・死体検案書の受け取り
「身近な人が亡くなると様々な手続きや届け出が必要になります。遺族は葬儀の準備や関係者への連絡などですべて自分で済ませたいですが、手続きの中には期限が定められているものも多いので、最低限必要なものをまず紹介します」(以下断わりのない限り「」は児島氏)
通常、死亡診断書は死亡が判明した日の翌日までに交付される。病院で亡くなった場合は死亡を確認した医師が作成し、不慮の事故などで死亡した場合は警察に連絡し、監察医が死体検案書を交付する。

「死亡診断書、死体検案書は、後に保険や年金の手続きなどで必要となるので、3、4通コピーを取っておきましょう」

②死亡届・火葬許可申請書の提出

死亡届は亡くなってから7日以内に故人の死亡地か本籍地、もしくは届け出をする人の所在地の市区町村役場に提出する。死亡届を出さないと火葬も埋葬もできなくなるので注意したい。「故人の埋葬・火葬を行なうためには、火葬許可申請書も市区町村役場に提出する必要があるため、死亡届と同時に申請することが重要です。火葬が終了すると、火葬場から埋葬許可証が交付されます」

これらの手続きは葬儀社に依頼できるが、葬儀社選びには注意が必要だ。「強引に契約を迫り、望まないオプションをゴリ押しする業者を避け、費用の見積書を提示して細かい点まで説明してくれる葬儀社を選びたいところですが、慌ただしい葬儀の合間に業者

を吟味している余裕はありません。最近では生前相談を受け付ける葬儀社が増えて、

自営業者の場合は国民健康保険資格喪失届を、75歳以上は後期高齢者医療資格

21万部
ベストセラー

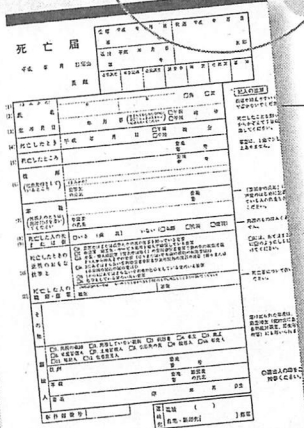
「7日以内に死亡届を出さなければ、

「戸籍謄本を確認しないと相続ト

『身近な人が亡くなった』

著者が
教える

「ここが気



られてるものも多いので、
最低限必要なものをまず紹

を吟味している余裕はあり
ません。最近では生前相談を
受け付ける葬儀社が増えて
いるので、事前に葬儀社を
決めておくことで各種手続
きのストレスを軽減できる
でしょう」

③健康保険の資格変更

死亡した翌日から健康保
険証は使えなくなるため、
資格喪失の手続きが必要だ。

に連絡し、監察医が死体検
案書を交付する。

自営業者の場合は国民健
康保険資格喪失届を、75歳
以上は後期高齢者医療資格
喪失届を、故人が住んでい
た市区町村役場の窓口に出
してから14日以内に提出
しなければならぬ。

会社員の場合は健康保

険・厚生年金保険被保険者
資格喪失届を年金事務所に
どちらか死亡日から5日以
内に提出する。

「サラリーマンの妻(専業
主婦)など、死亡者の扶養
に入っていた人も健康保険
と厚生年金保険の資格を喪
失します。故人の健康保険

●落ちていくからやること

予想し得ない相続人の登場も

通夜、告別式を済ませ、
初七日が過ぎれば「別れの
儀式」は一区切りとなるが
各種手続きは終わらない。
⑤戸籍謄本の取得(相続人
の調査)

相続手続きを行なう際に
は、相続関係を証明する戸
籍謄本の提出が求められる。
「故人の死亡事項の記載の
ある戸籍謄本だけでは、相

選びたいところですが、慌
ただしい葬儀の合間に業者

証と一緒に返却し、その後
は自身で国民健康保険と国
民年金に加入するか、他の
家族の被扶養者になる手続
が必要で」

④世帯主変更の手続き

「世帯主の夫が亡くなって、
子供が幼い場合などは妻が
世帯主になるのが明らかな
ので世帯主変更手続きは必
要ありません。

ただし、子供が15歳以上
の場合、世帯主を子供にし
ることが可能です。その場
合、亡くなってから14日以
内に世帯主変更手続きをし
なければなりません」

続関係を証明するのに十分
ではありません。本籍地の
移動や結婚があると、その
情報は新しい戸籍に記載さ
れないためです。相続人を
特定するため、故人の一生
分の戸籍をさかのぼって取
得する必要があります。例
えば本籍地を移動している
場合は、もとの本籍地から
除籍謄本を取り寄せたりし

「身近な人が亡くなった後の手続」チェックリスト

「ストレス心理学」の専門家が実践するどっておきメモ

たった1分で心が軽くなる。ポジティブ呼吸法 響 怜於奈 ◎好評発売中!!
 定価(本体)1,000円+税 小学館

なければなりません」

想定外の相続人が見つかるケースもある。

「父親がはるか昔に第三者と養子縁組をしていたなど、思ってもいなかった相続人が登場することもあります。

その人を除いて相続手続きを進められないため、直接会ったり、弁護士などに間に入ってもらってコンタクトを取りましょう。

また戸籍謄本は金融機関の各種手続きや税務申告などに必要となるので2〜3

通まとめて取得しておくこと
 便利です。戸籍謄本はコピー不可とする場合が多いためです」

⑥住民票の写し・印鑑証明書
 相続手続きにおいて、住民票の写しや印鑑証明書も必須書類だ。

「亡くなった方の未支給年金の請求や不動産などの相続手続きなど、相続人の住民票・印鑑証明はたびたび必要となります。こちらもまとめて2〜3部取得して

おくると便利ですが、提出先によって3か月以内のものが必要など期限が決められていることもあるので注意して下さい」

⑦公共料金・電話・ネットなどの名義変更・停止
 「故人と取引していた金融機関に死亡を通知すると、その口座は凍結されます。すると公共料金などの自動引き落としができなくなるので、各種の名義変更が必要ですよ」

⑧運転免許証・パスポート・クレジットカードの停止
 免許・パスポート・クレジットカード

⑨相続放棄
 「故人が大きな借金を抱えていた場合は相続を拒否することができません。相続放棄の理由を記した『相続放棄申述書』を、被相続人が最後に住んでいた住所を管轄する家庭裁判所に提出します。放棄が可能なのは死亡届が提出されてから3か月以内なので、それを過ぎると相続人が借金を受け継がなければなりません」

⑩所得税の準確定申告
 確定申告の必要な人が亡くなった場合、相続人は故人の代わりに所得税の準確定申告を行なう必要がある。「1月1日から死亡日までについて申告します。また、故人が前年の確定申告をしていない場合はその分も申告が必要ですよ」

⑪相続税の申告
 期限は相続開始を知った日の翌日から4か月以内だ。相続税の申告は相続開始を知った日の翌日から10か月以内。申告を怠ると相続税とは別に無申告加算税(納付すべき税額に対して5〜20%)が課せられる。

「期間は2年以内ですが、うっかり忘れてしまうケースも少なくありません。」

1. 亡くなったらすぐにやること

- 死亡診断書・死体検案書の受け取り
- 死亡届・火葬許可申請書の提出(7日以内)
- 健康保険の諸手続き(国民健康保険14日以内、健康保険5日以内)
- 世帯主変更の手続き(14日以内)

2. 落ち着いてからやること

- 戸籍謄本の取得(相続人の調査)
- 住民票の写し・印鑑証明書の取得
- 公共料金・電話・ネットなどの名義変更・停止
- 免許証・パスポート・クレジットカードの解約・停止

3. 必要に応じてやること

- 相続放棄(3か月以内)
- 所得税の準確定申告(4か月以内)
- 相続税の申告(10か月以内)
- 姻族関係終了届

4. お金に関する手続き

- 年金の受給停止・未支給の年金の受給手続き
- 遺族年金の受給手続き(原則5年以内)
- 預貯金・有価証券・不動産・会員権などの相続手続き
- 葬祭費・埋葬費の支給申請(2年以内)
- 高額療養費の請求申請

以前は「相続税を払うほど財産はない」という世帯が多かったが、状況は変わ

姻関係は解消されますが、姻族関係は継続され、配偶者の親族(例えば死亡した妻

主が死亡した際に家族が路頭に迷わないためのもので、遺族年金の受給資

流れだ。「相続人は証券会社に電話で被保険者が亡くなった旨

「期間は2年以内ですが、うっかり忘れてしまうケースも少なくありません。」

配偶者が死亡しても姻族の扶養義務は残る

「故人が大きな借金を抱えていた場合は相続を拒否することができません。相続放棄の理由を記した『相続放棄申述書』を、被相続人が最後に住んでいた住所を管轄する家庭裁判所に提出します。放棄が可能なのは死亡届が提出されてから3か月以内なので、それを過ぎると相続人が借金を受け継がなければなりません」

確定申告の必要な人が亡くなった場合、相続人は故人の代わりに所得税の準確定申告を行なう必要がある。「1月1日から死亡日までについて申告します。また、故人が前年の確定申告をしていない場合はその分も申告が必要ですよ」

期限は相続開始を知った日の翌日から4か月以内だ。相続税の申告は相続開始を知った日の翌日から10か月以内。申告を怠ると相続税とは別に無申告加算税(納付すべき税額に対して5〜20%)が課せられる。

「期間は2年以内ですが、うっかり忘れてしまうケースも少なくありません。」

「期間は2年以内ですが、うっかり忘れてしまうケースも少なくありません。」

「期間は2年以内ですが、うっかり忘れてしまうケースも少なくありません。」

「期間は2年以内ですが、うっかり忘れてしまうケースも少なくありません。」

- 1. 亡くた
 - 死亡証
 - 死亡届
 - 健康保
- 2. 落ち
 - 世帯主
 - 戸籍開
 - 住民票
 - 公共米
 - 免許証
- 3. 必要
 - 相続方
 - 所得種
 - 相続種
 - 姻族開
- 4. お金
 - 年金の
 - 遺族年
 - 預貯金
 - 葬祭高
 - 額類

⑩ 所得税の準確定申告
確定申告の必要な人が亡くなった場合、相続人は故

税とは別に無申告加算税（納付すべき税額に対して5%）が課せられる。

以前は「相続税を払うほど財産はない」という世帯が多かったが、状況は変わっている。

「相続税は今年4月の改正により基礎控除額が縮小され、最高税率もアップしたので注意が必要です」

⑫ 姻族関係終了届

「配偶者が亡くなれば、婚

姻関係は解消されますが、

姻族関係は継続され、配偶者の親族（例えば死亡した妻の両親）の扶養義務も続きます。それを拒否する場合には姻族関係を終了させることができます。ただし、この手続きは残された配偶者側のみで、親族側が届け出ることはいけません」

遺族年金には受給条件がある

●お金の関係の手続き

葬儀費用や香典返しなど出費がかさむ一方で、実はもらえるお金があることは忘れがちだ。お金に関しては、同著の監修者で司法書士の児島充氏が解説する。

⑬ 年金の受給停止・未支給年金の受給手続き

年金受給者が死亡した場合、年金受給を停止する手続きが必要だ。

「手続きが遅れて、死者が年金受給してしまった場合は、その分を返還しなければならぬので注意です」
また、「消えた年金」問題や基礎年金番号の未統合により「もらえたはずなの

にもっていない年金」があるケースがある。

「年金支払いの時効は5年ですが、もらい損ねた年金が見つかった場合は過去5年分までの支払いだけでなく、時効を超えた『時効特例分』も支払われるケースもあるので、年金事務所に確認のうえ請求しましょう」

⑭ 遺族年金の受給手続き

遺族が受給できるのは主に遺族基礎年金（国民年金）と遺族厚生年金（厚生年金）の2種類がある。

「どちらも5年の時効があるので注意が必要です。遺族年金は世帯の主たる生計

主が死亡した際に家族が路頭に迷わないためのもので、遺族年金の受給資格は『亡くなった人に生計を維持されていた』ことが前提となります。具体的に

は、死亡当時、故人と生計を同一にしていた人がいずれも、年収850万円未満だった状態を指します。ただし850万円以上あっても、今後5年以内に850万円未満になりそうなケースであれば遺族年金の対象となる場合があります」

⑮ 預貯金・有価証券などの相続手続き

故人の口座の預貯金を相続する場合、死亡の事実をそれぞれの金融機関に伝え、後に相続人の届け出を行なう。そこで初めて相続人による払い戻し（出金）などが可能になる。

「名義人の死亡を伝える際に、併せて相続書類を受け取るか郵送を依頼しておけば一連の手続きがスムーズになります」

株式などで財産を管理しているケースも、基本的に銀行口座の手続きと同じ

流れだ。

「相続人は証券会社に電話で被保険者が亡くなった旨を伝え、その後相続人の届け出を行ないます」

有価証券を相続する場合、相続人名義の管理口座を開設する必要があります。相続株式をすぐに売却する場合でも基本的に管理口座は必要です」

これらの手続きの際に多くの人が頭を抱えるのが、「故人がどの金融機関でどのくらいの額を取引していたか」を把握できないことだという。児島充氏はこうアドバイスする。

「『〇〇銀行にいくら』とか『△△会社の株式をいくつ』などの情報を記録した一覧表を生前に用意してもらうことを勧めます」

⑯ 葬祭費・埋葬費の支給申請

故人が国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入していた場合は葬祭費（3万～5万円程度）が、現役の会社員などで健康保険に加入していた場合は埋葬費（5万円以内）が支給される。

「期限は2年以内ですが、うっかり忘れてしまうケースも少なくありません」

退職した後に死亡した場合でも、退職後3か月以内であれば埋葬費の請求は可能です。被保険者の家族が亡くなった場合でも家族埋葬料として5万円が被保険者に支給されます」

⑰ 高額療養費の請求

国民健康保険、後期高齢者医療制度、健康保険の加入者が病院や薬局の窓口で支払った額が一定の金額を超えた場合に、超過分の払い戻しを請求できる。これは死亡後でも請求可能なので、終末期医療にかかった費用を確認しておきたい。

いつか来るその日のための準備は決して不謹慎ではない。最愛の家族を送り出す際に「しめやかな時間」をつくる余裕を生むのであれば、送られる側、送る側のいずれにとっても望ましいのではないだろうか。

『週刊ポスト』次号(9月18日号)は9月7日(月)発売です

一部地域で発売日
が異なります